

令和5年度 第1回骨寺村荘園遺跡指導委員会

日 時：令和5年8月3日(木)

午後1時～3時

場 所：一関保健センター 会議室2

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 報 告

- ① 世界遺産拡張登録に係る経過報告について **資料1**
- ② 令和5年度発掘調査報告について **資料2**
- ③ 重要建物について **資料3**
- ④ 全国文化的景観地区連絡協議会一関大会について **資料4**

(2) そ の 他

- ① 骨寺村荘園遺跡の世界遺産「平泉」への拡張登録の状況について **資料5**

※ 非公開

4 そ の 他

5 閉 会

骨寺村荘園遺跡指導委員会設置要綱

(趣旨)

第1 骨寺村荘園遺跡の調査研究と整備活用等に関する指導助言を得るため、骨寺村荘園遺跡指導委員会（以下「指導委員会」という。）を設置するものとする。

(所掌事務)

第2 指導委員会は、次の事項について必要な指導助言を行う。

- (1) 骨寺村荘園遺跡の発掘調査及び国史跡指定に関すること。
- (2) 骨寺村荘園遺跡の史跡の復元整備、活用、管理等に関すること。
- (3) 重要文化的景観「一関本寺の農村景観」の保全等に関すること。
- (4) 平泉文化と骨寺村荘園遺跡の調査研究等に関すること。
- (5) その他骨寺村荘園遺跡に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3 指導委員会は、20名以内の委員をもって構成し、委員は、文化財、考古学、農学及び建築学に関する専門家、有識者、地域関係者、行政関係者等のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、任期を2年以内で別に定めることができる。

(運営)

第4 指導委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(部会)

第5 指導委員会に、第2の事項を個別に検討するため、部会を設けることができる。

2 部会は、指導委員会委員その他の有識者のうち、教育長が委嘱する7人以内の部会員によって構成し、部会員の互選による部会長1人を置く。

(アドバイザー)

第6 指導委員会及び部会に、専門的見地からの意見を求めるため、必要に応じ、アドバイザーを置くことができる。

(会議)

第7 指導委員会及び部会は、教育長が招集する。

2 委員長及び部会長は、必要と認める場合は、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 部会長は、部会で協議した事項を指導委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、指導委員会委員又は部会員から会議によらず、第2に掲げる事項の指導助言を受けることができる。

5 教育長は、前項の指導助言を受けた事項を指導委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第8 指導委員会及び部会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

(経過)

平成25年7月29日 一関市教育委員会告示第3号

平成29年8月30日 一関市教育委員会告示第4号

骨寺村莊園遺跡指導委員会委員名簿 (R5. 4. 1~R6. 1. 20)

(敬称略)

	氏 名	役 職 等	分 野	備 考
1	入間田 宣 夫			副委員長
2	佐 川 正 敏			
3	佐々木 邦 博			
4	玉 井 哲 雄			
5	広 田 純 一			委員長
6	三 宅 論			
7	八重樫 忠 郎			
8	工 藤 武			
9	齋 藤 三 郎			
10	五十嵐 正 一			
11	佐々木 貞 子			
12	佐 藤 光 雄			
13	佐 藤 登			
14	小 巖 芳 夫			
15	佐 藤 一 美			

アドバイザー

(敬称略)

	氏 名	役 職 等	分 野	備 考
1	半 澤 武 彦	岩手県文化スポーツ部 文化振興課 世界遺産課長	世界遺産	
2	北 村 安	岩手県南広域振興局 土木部一関土木センター所長	土木行政	
3	畠 山 英 勝	岩手県南広域振興局 農政部一関農村整備センター所長	農林水産行政	

世界遺産推進部会員名簿 (R4. 1. 21~R6. 1. 20)

(敬称略)

	氏 名	役 職 等	分 野	備 考
1	入間田 宣 夫			部会長
2	佐 川 正 敏			
3	玉 井 哲 雄			
4	八重樫 忠 郎			
5	五十嵐 正 一			

事務局名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
1	小 菅 正 晴	教育長	
2	及 川 和 也	教育部長	
3	氏 家 克 典	文化財課長兼骨寺荘園室長	
4	木 村 修	骨寺荘園室 室長補佐兼骨寺荘園係長	
5	小野寺 千亜希	骨寺荘園室 主任主査	文化財課兼務
6	金 野 修	文化財課 文化財係長 (兼)	
7	菅 原 孝 明	文化財課 主任学芸員 (兼)	
8	鈴 木 雄 己	博物館 学芸員 (兼)	

(兼) 骨寺荘園室兼務

報告 ① 世界遺産拡張登録に係る経過報告

【令和4年度第2回指導委員会（1/18）以降】

1 世界遺産拡張登録に係る県・市町課室長会議

期 日 令和5年1月20日 於：平泉文化遺産センター

内 容 拡張登録に係る今後の進め方について

2 巖美市民センター人生大学講演会（共催）

期 日 令和5年1月27日 於：巖美市民センター

演 題 「生きている文化財 骨寺村荘園遺跡」ほか

講 師 [REDACTED] 氏

参加者 34人

3 骨寺村荘園本部会議

期 日 令和5年2月3日 於：一関保健センター多目的ホール

- 内 容 (1) 世界遺産拡張登録に係る経過報告
(2) 令和4年度調査研究成果及び令和5年度調査研究計画（案）
(3) 全国文化的景観地区連絡協議会一関大会について
(4) 骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画第IV期事業実施計画事業報告

4 骨寺村荘園遺跡発掘調査報告会・講演会

期 日 令和5年2月25日 於：一関市文化センター小ホール、骨寺村荘園交流館

- 内 容 (1) 令和4年度発掘調査報告（文化財課）
(2) 講演会 演目「生きている文化財 骨寺村荘園遺跡」

講師 [REDACTED] 氏

参加者 40人

5 ガイドと巡る世界遺産「平泉」史跡探訪（県・2市1町共催）

目 的 世界遺産「平泉」の関連資産を巡り、その重要性や価値について理解を深めるとともに、広く普及啓発を図る。

期 日 令和5年3月2日・3日 於：一関市、平泉町、奥州市

- 内 容 (1) 2日：一関市・平泉町コース（骨寺村荘園交流館、骨寺村荘園遺跡、達谷窟、観自在王院跡）
(2) 3日：奥州市コース（奥州市埋蔵文化財調査センター、胆沢城跡歴史公園、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡）

参加者 2日：45人（一関13人、奥州24人、平泉3人、事務局5人）

3日：38人（一関13人、奥州24人、平泉3人、事務局5人）

6 世界遺産拡張登録に係る本寺地区地域づくり推進協議会役員との懇談会

期 日 令和5年3月3日 於：骨寺村荘園交流館
内 容 世界遺産拡張登録に関する状況、今後の取組み方針案など
参加者 14人

7 骨寺村荘園遺跡の世界遺産拡張登録に係る説明会（県、市）

期 日 令和5年4月19日 於：骨寺村荘園交流館
内 容 世界遺産拡張登録に関する状況、今後の取組み方針案など
参加者 22人

8 世界遺産拡張登録に係る県・市町課室長会議

期 日 令和5年8月1日 於：平泉文化遺産センター
内 容 県と2市1町の申し合わせについて

9 今後の予定

【会議関係】

- (1) 世界遺産拡張登録に係る教育長会議
期 日 令和5年8月23日 於：平泉文化遺産センター
内 容 代表者会議内容等の検討、確認
- (2) 縣市町代表者会議
期 日 未定
内 容 拡張登録推薦資産の決定
- (3) 文化庁へ推薦書素案提出（年度内）

【事業関係】

- (1) 令和5年度全国文化的景観地区連絡協議会一関大会
期 日 令和5年10月26日(木)～27日(金)
内 容 役員会、総会、基調講演、事例発表、情報交換会、現地視察 など
- (2) ほんでらフェスタ 2023「骨寺村音楽祭&収穫祭」
期 日 令和5年11月3日 於：骨寺村荘園交流館（若神子亭）
内 容 音楽ステージ、マルシェ、秋の味覚お振舞い、バルーン体験搭乗 など
- (3) 骨寺村荘園遺跡発掘調査報告会・講演会
期 日 未定 於：一関市内

令和5年度骨寺村荘園遺跡確認調査の報告

令和5年度は、骨寺村荘園遺跡のうち、駒形根神社、山王窟、慈恵塚の3か所の確認調査を実施している。このうち、野外調査が終了した駒形根神社について報告する。

骨寺村荘園遺跡（駒形根神社）の調査

所在地：一関市巖美町字駒形 8-1

調査期間：令和5年4月11日～6月23日

調査面積：約50㎡

調査地点は、平泉野台地の北側斜面の縁辺部にある低位段丘の東端部にあり、標高は183～184mである。白山社の北西約400mに位置する。調査区は駒形根神社境内の南東側平坦部から斜面にかけての範囲で、令和4年度の調査区を東側に拡張した。

（基本土層）

I a 層 10YR2/3 黒褐色粘土質シルト層。

I b 層 10YR6/8 明黄褐色砂質土層、盛土（人為的堆積土）、縄文土器、フレークを含む。

II 層 10YR3/4～3/3 暗褐色砂質シルト層、銭貨、鉄製品、陶器片を含む。

III 層 10YR3/1～3/2 黒褐色粘土質シルト層、下部の径20cm大の円礫を含む。赤焼土器、土師器、かわらけを含む。

IV 層 10YR5/6 黄褐色粘土質シルト層、地山。



写真1 北東側土層断面（方向北東→南西）

調査結果

遺構は検出されなかった。土層断面から、複数回に渡って造成工事がされていたことが判明した。また、拡張する以前の古い巨木根が検出され、拡張する前の旧地形を把握することができた。

出土遺物は、縄文土器片・フレーク、平安時代の土師器坏形土器・甕形土器、赤焼土器の坏形土器（写真2）、鎌倉時代のかわ



写真2 出土土器（土師器、赤焼土器〈左下〉）

らけ（写真3・4）、江戸時代の銭貨「寛永通寶」・鉄銭、陶磁器・鉄製品（角釘、板状鉄製品、轡等）（写真5）、中世から近世と推定される線刻がある扁平な石、近代の陶器、鉄製品である。

平安時代の土師器坏形土器は体部片でロクロ使用、内面をヘラミガキ後に黒色処理されている。甕形土器は頸部～体部片で、ロクロ不使用、内外面がヘラナデで調整されている。赤焼土器の坏形土器は底部～体部片で、底部に回転糸切り痕を有する。器形などから11世紀後半のものである。

鎌倉時代のかわらけはロクロ成形で、内面全体をナデで調整している。底面に回転糸切り痕があり再調整はない。体部内面に煤が付着し、一部加熱により赤変している。灯明皿として使用されたものである。法量は口径約9.4cm、底径約7.6cm、器高約1.4cm、底部厚約0.4cmである。13世紀後半から14世紀のものと考えられる。

江戸時代の遺物は、新旧の寛永通寶が6枚で出土している。陶器は壺口縁部片で、18世紀代のものである。



写真3 かわらけ（内面）



写真4 かわらけ（外面）

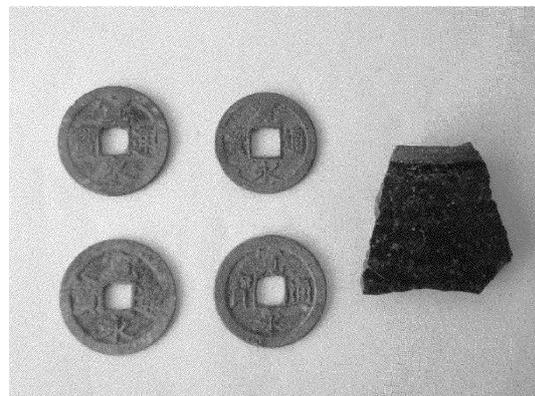


写真5 江戸時代の銭貨と陶器

まとめ

今回の調査で、鎌倉時代のかわらけ（灯明皿）が出土したことにより、現在の駒形根神社境内が、「陸奥国骨寺村絵図」が描かれたのと同じ時代に、土地の人々によって利用されていたことが裏付けられた。また出土遺物から、この場所が古代から現代を通じて、地元の人々にとって重要な場所であることが判明した。



■ 調査地点
 ■ R5年度調査地点

調査地点配置図

報告 ③ 重要建物について

1 重要建物のき損について〔蔵2棟〕

土蔵の蔵1棟とセメントの蔵1棟が地震により被害を受けた件（厳美町字要害地内）

<p>(状況)</p> <p>建築の専門家による現地調査を3度実施し、その都度所有者と協議を行った。</p> <p>① 土蔵の蔵は損壊の状態がひどく修復は困難である。</p> <p>② セメントの蔵は近代的な蔵で、景観形成においてこの地域における価値としては珍しいものではない。表面的な部分の補修はできるが基礎から修復しなければ壊れやすい。基礎や土台が無い状態のため修復は難しい。</p>
<p>(見解・これからの進め方)</p> <p>調査結果から2棟の蔵の修復は難しいと判断する。所有者と文化財保護の観点から、財政支援や修理方法について協議を重ねてきたが、このままの状態が続くと崩れる危険性があることから除却し解体する方向で進めたい。</p> <p>土蔵の蔵及びセメントの蔵は除却により土地利用の特性に基づいた伝統的な居住形態の価値を失わせるものではないと考えるもの。</p>
<p>(課題)</p> <p>所有者に対する初期段階での対応。</p> <p>状況の把握や修理修景の助言や指導を行う体制が不十分であった。</p>
<p>(7/26～7/27 文化庁との協議)</p> <p><u>他の文化的景観の事例から考えると、除却（解体撤去）がやむを得ない状況とは言えないが、除却に対する課題の対応策を示した上で、除却する内容の現状変更届を提出すること。</u></p> <p>固定資産税の減免があるので、この状態になる前に老朽度を把握しておくことが重要。その方法として技術を持った人の協力を得て所有者へ選択肢を与え、建物を守る取り組みを行うこと。</p>
<p>(課題の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個票の整備を行う。 <p>重要建物の特定にあたり、イグネや主屋、付属屋、庭などの屋敷地の構成に意味があるので、蔵や作業場などの用途や役割など、特徴を個票に記録保存しておく。保存対象について何が評価されているのかを把握し、景観保護につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修理修景についての助言や指導を行う体制を整備する。 <p>修理修景に関し、建築の専門家や地域活性化の専門家からアドバイスを受ける体制をつくるため、骨寺村荘園遺跡指導委員会に文化的景観部会（仮称）を設置したい。</p>

2 重要建物の空き家について

<p>(状況)</p> <p>重要建物で空き家となっているものが14件ある。</p> <p>そのうち、荒廃した長期不在の空き家について、所有者（死亡）の家族より、解体したい意向があるもの。</p>
<p>(課題)</p> <p>重要建物であり、すぐには解決できない問題である。</p>
<p>(7/26～7/27 文化庁との協議)</p> <p><u>課題解決に向けた次のステップの場を設ける。</u></p> <p>取り壊してよいとは言えない。バス停付近で目立つので、ブルーシートで養生してもらい、空き家活用モデルとして協力してもらったらどうか。街歩きを景観部会で行い、課題共有し、皆でアイデアを出す機会を設ける。</p>
<p>(課題の対応)</p> <ul style="list-style-type: none">・空き家について現地見学を行う体制を整備する。 <p>所有者や地元の協力を得て、空き家活用イベントを取り組むための、現地見学などを実施する。</p>

【写真】駒形バス停前空き家



令和5年度 全国文化的景観地区連絡協議会一関大会開催概要（案）

大会テーマ 「地域が生き続ける—持続可能な文化的景観—」

令和5年度第17回の今大会では、「持続可能」をテーマとし、文化的景観の取り巻く様々な変化に対応した今後の在り方を検討し、価値の持続を地域で守り未来へと受け継ぐための情報交換等を予定しています。

基調講演や、事例発表、パネルディスカッションを行います。視察は、その昔「骨寺村」と呼ばれた荘園で、曲がりくねった水路と不整形な水田が広がる中世の村の姿を見ることができる「一関本寺の農村景観」を予定しています。

なお、総会と情報交換会以外は一般市民へ開放し、市民への文化的景観の普及啓発を図ります。

- 1 主催 全国文化的景観地区連絡協議会
(協力：一関市、一関市教育委員会)
- 2 開催日 令和5年10月26日(木) 役員会・総会 / 大会・情報交換会
10月27日(金) 現地視察
- 3 会場 岩手県一関市 ベリーノホテル一関 ほか
- 4 参加者 80名程度 (協議会会員、市民ほか)
- 5 内容・日程 以下のとおり

【 1日目 10月26日(木) 役員会・総会 / 大会・情報交換会 】

時間	内容	場所・詳細
9:00～	役員会受付	場所:ベリーノホテル一関(一関市山目字三反田179)
9:30～	役員会	場所:同上
10:30～	総会(大会)受付	場所:同上
10:45～ 11:45	総会	場所:同上
昼食 / 休憩		

